

諮問

平成 29 年 3 月 29 日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 29 年 2 月 10 日付 28 生私振第 1519 号により、当審議会に対して諮問された「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね記載していると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

(1) 当該事務は申請書の受付・管理、審査、データベース管理等について委託及び再委託していることを確認した。

さらに、マイナンバー利用の開始予定である平成31年4月以降では、申請時に提出される本人確認情報のパンチ入力業務を再委託する予定であることを確認した。

(2) 委託及び再委託については、「東京都特定個人情報の保護に関する条例」（平成27年東京都条例第141号）において、委託元である東京都（以下「都」という。）は、受託者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

さらに、委託先が再委託を行う場合には、委託元である都は、当該再委託を受ける者（再委託先）において適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断する必要がある。

つまり、番号法に基づき都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が、委託先及び再委託先においても講じられるよう必要かつ適切な監督を行わ

なければならない。

- (3) 当該事務における都の受託者に対する管理監督は、上記(2)に照らし十分な措置を講じていることは確認できなかった。

委託先及び再委託先においては、私立学校から収受した本人確認書類等の特定個人情報を含む書類を記載不備等による返却、パンチ入力委託に際しての搬送が予定されている。

このような特定個人情報を含む書類の送付及び搬送は誤封入や紛失等のリスクが非常に高い場面であることから、必要かつ適切な監督として、仕様書の規定及び再委託に係る仕様書の内容の監督だけでなく、委託元として都自身が委託先及び再委託先に対する実地調査を実施し、安全管理措置の実施状況を確認する必要がある。

2 特定個人情報の保存及び消去について

当該事務における申請書等の保存期間については、文部科学省が見解を示していないため、定められていなかった。

しかし、個人番号や特定個人情報ファイルの保存については、その保存期間を有期とし、保存期間経過後速やかに消去することが求められることから、引き続き適正な保存と消去について検証に努めること。

3 安全管理に係る私立学校への注意喚起について

当該事務では、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成 22 年 3 月 31 日法律第 18 号)により、受給者である私立学校に在学する生徒又は学生が在学する私立学校の設置者を通じて認定申請をすることとされている。

については、申請書及び本人確認書類の提出を経由することとなる私立学校に対し、各私立学校における管理者を定め責任の所在を明確にするよう求めるとともに、特定個人情報の取扱いについて都の安全管理基準に則った安全管理措置を講じるよう注意喚起をしていくことで、都として当該事務の安全性を担保するよう努めること。

4 関連規程の整備及び活用について

所得情報などの当該事務が取り扱う情報の性質に鑑み、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、マイナンバーの利用を開始する平成 31 年度までに、委託先及び再委託先を含めた ID 管理やシステム関連の規程及び事務処理手順を整備し、安全管理措置を講じること。

また、評価書及び根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成29年2月10日	諮問
平成29年2月10日 から同月17日まで	本評価書案概要説明・審議 (第24回特定個人情報保護評価部会)
平成29年2月27日	審議(第25回特定個人情報保護評価部会)
平成29年3月29日	「高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る特定個人情報保護評価書(案)」 について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏